

令和3年度第2回幸手市地域公共交通会議 会議録

○開催日時 令和3年8月27日（金）午後2時00分～2時40分

○会場 幸手市役所 第二庁舎 第1会議室

○会議内容 公開

○幸手市地域公共交通会議委員

委員区分	所属・職名	氏名	会議の出欠
第1号 (幸手市長又はその指名する者)	幸手市総合政策部長	関根一勝	出席
第2号 (一般乗合旅客自動車運送事業者の代表)	朝日自動車株式会社	田沼健一	出席
第3号 (一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表)	中田商会株式会社	中田幸宏	出席
	株式会社東埼玉観光バス	内藤秀夫	欠席
	幸手タクシー有限会社	酒井昭	出席
	有限会社共和タクシー	明野真久	出席
第4号 (一般社団法人埼玉県バス協会の代表)	一般社団法人埼玉県バス協会	関根肇	出席
第5号 (一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	藤田貢	出席
第6号 (住民又は利用者の代表)	幸手市区長会	松田光男	出席
		出井保信	出席
		山下治郎	出席
第7号 (埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	小川ゆかり	出席
第8号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表)	朝日自動車労働組合	小川幸一	出席
第9号 (道路管理者又はその指名する者)	埼玉県杉戸県土整備事務所	原田実	出席
第10号 (幸手警察署長又はその指名する者)	埼玉県幸手警察署	佐藤里美 (代理者：遠藤氏)	代理出席
第11号 (前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者)	幸手市総務部長	手島秀明	出席
	幸手市健康福祉部長	小林秀樹	出席
	幸手市建設経済部長	狩野一弘	出席
	幸手市教育部長	木村卓朗	出席
	埼玉県企画財政部交通政策課	西野利彦	欠席

※会長は、幸手市地域公共交通会議設置要綱（平成22年3月29日告示第31号）第4条第1項の規定により、幸手市総合政策部長 関根一勝が務める。また、同第5条第1項の規定により、会長が、会議の議長となる。

○傍聴人 なし

○会議次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1)議案第1 市内循環バス事業・運行計画（案）について
 - (2)議案第2 市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について
 - (3)議案第3 デマンド交通の廃止について
- 4 その他
- 5 閉会

○会議資料

- ・次第
- ・席次表
- ・令和3年度幸手市地域公共交通会議委員名簿
- ・議案第1 市内循環バス事業・運行計画（案）
- ・議案第2 市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について
- ・議案第3 デマンド交通の廃止について
- ・資料1 市内循環バス路線・系統図
- ・資料2 運行時刻表
- ・資料3 停留所一覧表
- ・資料4 停留所設置場所
- ・デマンド交通キャンセル件数

事務局	<p>1 開会</p> <p>それでは、定刻となりましたので、只今から「令和3年度第2回幸手市地域公共交通会議」を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます、事務局の市民協働課金子と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>この会議につきましては、幸手市地域公共交通会議設置要綱第5条第4項の規定により、原則公開となっておりますことから、本日の会議は公開とさせていただきます。</p> <p>また、議事録作成に伴いまして、録音機器の使用も併せてご了承願います。</p> <p>それではまず、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(説明：資料確認)</p>
事務局	<p>2 会長挨拶</p> <p>それでは開会に当たりまして、会長の関根総合政策部長からご挨拶を申し上げます。</p>
関根会長	<p>皆様、改めましてこんにちは。幸手市総合政策部長の関根です。</p> <p>本日は、お忙しい中、幸手市地域公共交通会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染が未だ収まらない中でございますが、重要な会議ということで、三密はもとより様々な対策をとらせていただき、委員の皆様にお集まりいただきました。ご理解いただければと存じます。</p> <p>本日は、市内循環バスの運行について、ご協議いただくわけですが、市では、令和4年1月からの運行に向けて準備を行っているところでございます。</p> <p>これまでに、プロポーザル方式による業者選定から、運行事業者を決定し、また並行して、バス停留所の設置場所の調整などを行って参りました。</p> <p>さらには、路線図や時刻表を乗せたリーフレットの作成や、バス停留所の製作などを進めているところでございます。</p> <p>このような中で、今回は事業許可の申請に伴う市としての事業計画、運行計画を定めるために、ご協議を賜りたいと存じますので、委</p>

	<p>員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>市としましても、貴重な公共交通機関でございます鉄道、路線バス、タクシーといった事業者の皆さまとも連携を図り、市民の、特に高齢者を中心とした公共交通へのニーズに対して、相互に補い合うかたちで、運行していける市内循環バスとしていきたいと考えておりますので、どうか皆さまのご協力をお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、ご出席くださいました委員の皆さまにおかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、公私ともに、更なるご活躍をされますことをご期待申し上げまして、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 議事</p> <p>それでは、次第3の議事に入らせていただきます。</p> <p>これからの進行は、会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき、会長であります関根総合政策部長に、議長をお願いいたします。</p>
議長（関根会長）	<p>しばし議長を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(1) 議案第1 デマンド交通運行状況について (3) 議案第3 デマンド交通の廃止について</p>
議長（関根会長）	<p>それでは次第3の議事に入らせていただきます。</p> <p>議案の番号が前後いたしますが、議案第1「市内循環バス事業・運行計画（案）について」及び「議案第3 デマンド交通の廃止について」は関連がございますことから、一括してのご審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>議案の説明に入らせていただく前に、資料の訂正について説明させていただきます。</p> <p>本日、5ページと9ページを差し替えさせていただきました。訂正箇所について申し上げます。5ページ、中央コース5便15番 東武中央公園「14:04」を「14:06」に、9ページ、西Bコース2便2番 幸手北モール「11:37」を「11:38」に、9ページ、西Bコース4便11番 牛村橋「17:20」を「17:19」に訂正をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。</p>

<p>事務局</p>	<p>では、これより議案の説明をさせていただきます。</p> <p>市内循環バスの導入とそれに伴うデマンド交通の廃止となりますので、議案第1 事業・運行計画（案）と議案第3 デマンド交通の廃止について一括してのご審議をお願いします。</p> <p>今回の議案につきましては、すでに令和2年度からの公共交通会議にて、市内循環バスのコースや運行日、運行台数、運賃などのご審議を頂き、ご承認頂いておりますが、これから運輸局へ運行事業者が事業の許可申請を行うにあたり、循環バスの停留所や時刻表を加えまして、市内循環バス事業・運行計画として承認いただきたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1 市内循環バス事業・運行計画について、ご説明させていただきます。</p> <p>最初に、1 事業目的は、「増加する高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通網を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資するため、市内循環バスを実施することを目的とする。」ものでございます。</p> <p>2 運行形態は、「事業の主体は幸手市として、一般乗合旅客自動車運送業（路線定期運行）の許可を取得した運行事業者へ運行事業の業務委託を行う。」としております。</p> <p>次に3 運行事業者は、中田商会株式会社でございます。</p> <p>次に4 運行開始日につきましては、1月1日から1月3日が年始にあたるため、令和4年1月4日からでございます。</p> <p>次に5 運行日及び運行時間につきましては、運行日は、月曜日から土曜日です。日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の12月29日から1月3日までは運休とします。運行時間は、午前8時から午後6時となります。</p> <p>次に6 運行路線・系統及び停留所ですが、資料1「循環バス路線・系統図」をご覧ください。</p> <p>停留所設置の調整や道幅等の関係で、若干変更しておりますが、令和2年度からの公共交通会議にてお示しさせていただきました路線図と大きく変わっておりませんが、特に変更となった点は、香日向地区を走る民間の路線バスが休止となることから、香日向地区を循環するコースとさせていただきました。</p> <p>コース数、便数は、これまでに説明させていただいたものと変更はありません。一定方向の循環ルート5系統です。</p> <p>先ず、系統1 中央コースは、起点、終点ともに幸手市役所、1周の距離は11.6km、停留所数は22箇所、便数は8便です。</p>
------------	---

次に、系統2 東Aコースは、起点はウェルス幸手、終点は幸手市役所、1周の距離は20.6km、停留所数は28箇所、便数は4便です。

次に、系統3 東Bコースは、起点は幸手市役所、終点はウェルス幸手、1周の距離は16.8km、停留所数は18箇所、便数は4便です。

次に、系統4 西Aコースは、起点、終点ともに幸手市役所、1周の距離は17km、停留所数は31箇所、便数は4便です。

次に、系統5 西Bコースは、起点、終点ともに幸手市役所、1周の距離は12.4km、停留所数は25箇所、便数は4便です。

次に、資料2をご覧ください。

時刻表につきましては、各コースを日にちや時間を変えて何回か実際に走り、所要時間を実測し、設定させていただきました。

時刻表設定の基本的な考え方は、各コースで乗り継ぎが出来ることが一番の大事なことでございますので、必ず幸手市役所とウェルス幸手では乗り継ぎできるように時間を設定しました。

次に、停留所についてご説明いたします。資料3と資料4をご覧ください。

資料3が停留所の一覧表で、資料4が停留所の設置位置の資料となっております。全部で124箇所でございます。公共施設、病院、商業施設等を考慮して停留所を設定し、さらにコース周辺の居住状況や、道路事情を考慮し、商業施設や幸手警察署、道路管理者との協議、また停留所に接する家の住民の方の了承などを経て設定させていただきました。

次に7車両につきましては、中央コースを運行する車両は、ノンステップバスで日野のポンチョ、ロング1ドアで、座席18人・立席14人です。車椅子利用時の座席数は14人と車椅子による利用者1人となります。

次に、東A・Bコースで1台、西A・Bコースで1台の合計2台の福祉車両で運行します。車両の車種はトヨタハイエース コミューターで、座席は12人です。車椅子利用については、車いす用リフトにより車両後方から乗降をする形態で、車椅子利用時には座席数は8人と車椅子による利用者1人となります。

予備車両につきましては、中央コースの予備車両として、①日産シビリアンと②三菱ローザとし、東A・Bコース及びの西A・Bコースの福祉車両の予備として③トヨタハイエースとしております。③トヨタハイエースの予備車両につきましては、予備車両として使用しないときには、運行事業者において「一般貸切旅客自動車運送事業」として併用する予定です。

ハイエースでは、バリアフリー法摘要除外認定申請が必要になりま

	<p>す。議案第2で詳しく説明させていただきます。</p> <p>8 運賃につきましては、すでに協議いただきご承認いただきました内容に変更はございません。(1) 普通運賃は中学生以上の大人が1回乗車で200円、小児である小学生が100円、未就学児は無料です。(2) の1日乗車券は、大人が300円で、小児が200円です。(3) 大人区分に該当する方の割引運賃は、資料の表の通りです。(4) 運賃その他でございますが、1回の運賃とは1乗車あたりの運賃であるため、表にある車両の乗り換えを伴わない乗り継ぎは運賃の追加を必要としないものとしします。例えば、東Aコースで乗車して、東Bコースで降車する場合は、1乗車として、大人であれば200円の運賃としします。</p>
事務局	<p>続きまして、45 ページ、議案第3 デマンド交通の廃止についてをご覧ください。デマンド交通につきましては、1月から市内循環バスを運行するにあたり、廃止とさせて頂きたくお願いいたします。</p>
事務局	<p>最後に、令和4年1月4日に運行開始するため、今後、当計画の審議頂いた内容をもちまして、9月下旬ごろに、運行事業者が関東運輸局長へ事業許可申請する予定です。</p> <p>また、当計画を市内循環バスの基本とし、市民が利用しやすい市内循環バスとするために乗り継ぎの案内や運行時間の管理を工夫して、利便性の向上と、利用を促進していきたいと考えております。</p> <p>議案1及び議案3の説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。</p>
議長（関根会長）	<p>ただいま事務局から説明がございました。</p> <p>委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
田沼委員	<p>トヨタハイエースは予備車両が1台とのことですが、貸切事業と併用できることは承知をしているのですが、仮に貸切で車両を使用している間に運行している車両が故障した場合等はどのような対応をされるのでしょうか。</p> <p>もう1点が、運賃は先払いと後払いどちらでしょうか。</p>
事務局	<p>予備車両につきましては、基本予備車両として確保していただき、貸切に使う頻度は少ないと伺っておりますが、万が一、重なってしまった場合には運行事業者と協議させていただいて、早急に穴が空かないように対応させていただければと思います。</p>

<p>議長（関根会長）</p>	<p>運賃の後払いか先払いかについては、後払いとさせていただきます。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第1「市内循環バス事業・運行計画（案）について」及び「議案第3 デマンド交通の廃止について」につきまして、ご異議無ければ、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（関根会長）</p>	<p>それでは承認とさせていただきます。</p>
<p>議長（関根会長）</p>	<p>(2) 議案第2 市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について</p> <p>続きまして、議案第2「市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第2について説明させていただきます。資料の43ページをご覧ください。</p> <p>まず、本議案の説明の前に前提となる根拠法令について説明します。1「移動円滑化基準適用除外とは」の記載のとおり、今回新たに運行する市内循環バスについては、バリアフリー法の規定等により、一定面積の車いすスペースの確保等が義務付けられております。しかし、運行道路上の問題等により、乗車定員23名以下の小型車両を使用する場合には、運輸局からの認定を受けることにより、基準の一部が適用除外とされることが認められております。</p> <p>次に、2「申請理由」についてですが、中央コースを除く4路線においては、小型車両でなければ運行が困難な道路があるため、小型車両による運行を予定しております。このため、導入予定の小型車両に関し、国の基準省令に定める設備を実装することが困難なものについて、その適用除外の認定申請を行うものであります。</p> <p>続いて、3「申請車両」ですが、車種は「トヨタハイエース コミューター スーパーロング」であり、東AB及び西ABコースを運行する車両となります。申請台数は、常用車両2台と予備車両1台の計3台となります。</p>

	<p>裏面 44 ページをご覧ください。4「狭隘道路における主な運行箇所」についてですが、先ほど申し上げたとおり、ルート上にバス車両では運行が難しい道幅の狭い箇所が複数あることから、これらの地域を運行するため、小型車両の導入が必要であるものと考えております。</p> <p>最後に、5「適用認定除外申請に関する内容」についてですが、まず、(1) 常用車両については、「車いす用手すり」及び「車いすスペース」に関し、その適用除外の認定申請を行いたいと考えております。「車いす用手すり」については、乗車定員の確保の観点及び他の設備により運行上の安全が担保されていることから、設置をしません。また、「車いすスペースの面積」については、車いす利用の方が、スロープで乗降するのではなく、車いす用リフトにより乗降し、車いす利用者等の利用に支障がないスペースを十分に確保しておりますので、国の基準面積は下回りますが運行面及び安全面においても問題が生じないものです。</p> <p>次に、(2) 予備車両については、車いすに対応していない車両を導入する予定であるため、車いす乗降円滑化設備のほか3項目について、その適用除外の認定申請を行いたいと考えております。</p> <p>議案第2「市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請」の説明は、以上でございます。</p>
明野委員	<p>ただいま事務局から説明がございました。</p> <p>委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
田沼委員	<p>車椅子のスペースが随分狭いようですが、電動のもの等、様々な大きさの車いすがあると思います。これでスペース的に全ての車いすに対応できるものなのでしょうか。</p> <p>また、ワンボックスタイプは乗車定員が少なくなっておりますが、何かイベントがあった場合等、乗りきれなくなってしまった場合の対応についてはどのような形を考えているのか、併せてお聞かせいただければと思います。</p>
議長（関根会長）	<p>ただいま2点、ご質問をいただきました。</p> <p>事務局からお願いいたします。</p>

事務局	<p>先ず、車いすスペースについてですが、車両の後ろからリフトに乗せて乗降する方法で、全ての車いすが対応できるものとしてお願いをしておりますので、問題は無いものと考えております。</p>
事務局	<p>2点目のイベント等の際についてですが、こちらについてはあくまで定員というものを広報紙やホームページ等で十分にお知らせさせていただき、定員以上の乗車には大変申し訳ございませんが、対応できないことを周知していきたいと思っております。</p>
田沼委員	<p>ありがとうございます。他の自治体の例ですと、乗りきれない場合等はタクシーで対応されているということもありますから、ご利用されるお客様が非常にご不便になってしまうかと思っておりますので、ご検討をよろしくお願いします。</p>
議長（関根会長）	<p>ありがとうございました。 他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p>
明野委員	<p>先ほどの車いすの件で、リフト式ということですが、電動とかリクライニングの車椅子はある程度条件があるはずですが、これについては、恐らく車を購入する時に、こういう車いすなら乗れますよというものがあるはずだと思いますので、これは事前にホームページとか紙面で表示しておかないと、全ての車いすが大丈夫ですという言い方をしてしまうと、リクライニングを倒して乗られる方等は確実に乗らないということもありますのでお願いします。</p> <p>それと、時刻表についてですが、これは車いすの方が乗る時の時間も考慮されているということによろしいでしょうか。また、車いすの方が乗り降りする時間はどのくらい想定されているのか、教えていただければと思います。</p>
議長（関根会長）	<p>事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、車いすの利用の件につきましては、再度事業者を確認させていただきまして、表示する形にしていきたいと思っております。</p> <p>それと、車いすの乗り降りの時間ですが、具体的な時間というのは実際は計っていませんが、5分程度かかるかと思っております。そういった際には、公民館の停留所等、待機できる停留所で余裕を持った時間設定としておりますので、そのよう</p>

	<p>な停留所で時間調整をさせていただきながら、運行して参りたいと考えてございます。</p>
議長（関根会長）	<p>他にございますでしょうか。</p>
小川幸一委員	<p>これまでに車いす関係の話が出ていましたが、車いすの方が1台しか乗れないわけですよね。例えば、その後にお客様が車いすで待っていたとしたら、次の便まで1時間とか待機という形になってしまうと思うのですが、そのような時にはどう対応するのでしょうか。それとも、車いすの方は先に連絡していただくとか、そういう対応をしていかないと、中型バスでも1台しか乗れないので、中々難しいのかなと思っていますが、そのところがどうなっているのか教えてください。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。ただ今お話しいただいたように、車いすで乗られる方は事前にご連絡をいただくというご案内をすることはとても有効なことかと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。ただ、そうは周知しても、小川委員様がおっしゃったように、1台乗られた後にもうお一人ということも想定されますので、そういった場合には、タクシー事業者様と連携をさせていただき、車いすが乗れるタクシーで迎えに来ていただきまして、行きたい停留所まで送っていただくというような運用を考えております。詳しい段取りにつきましては、これからタクシー事業者様と調整させていただければと思いますが、そのような方向で考えております。</p>
議長（関根会長）	<p>他にございますでしょうか。</p>
明野委員	<p>先ほど田沼委員からのお話の中で、良い悲鳴なのですが、お客様が乗りきれない場合はごめんなさいということなのですが、どうしても周りの自治体ではタクシー等をまわしたりという方法をとっている状況があります。乗っていただくということは良いことなので、良い方の悲鳴だとは思いますが、やはりそれで評判が悪くなってしまうというのは良くないと思いますので、それはちょっと乗れないですよだけではなくて、先のことも含めて、考えておいていただいた方がよろしいのかなと思います。ただ、周知はしっかりしていただかないと、確実にクレームがくるということになると思いますのでお願いします。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。車いすのケースについては考えていたところでございますが、今ご意見いただいたことにつきましても、今後運行事業者と協議をしながら、進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長（関根会長）	<p>他にございますでしょうか。</p>
田沼委員	<p>先ほどの車いすの乗車で、概ね5分くらいかかるよというお話がありました。そのような場合は運行時間が長くなってしまいますので、運行計画を見る限り、休憩時間が10分、15分とかなり厳しい内容なのかなと思います。改善基準に抵触する恐れがありますけれども、その対応はどのような考えをお持ちでしょうか。</p>
事務局	<p>一つの基準として、4時間の運行で休憩30分というものがあるかと思えます。午前中は4時間ちよつとの運行となりますが、合計で40分程の休憩時間をとってございますので、その中で、大変申し訳ありませんが、対応していきたいと思っております。コースの途中でも時間調整の時間もとってございますので、その部分も含めまして対応していきたいと考えております。</p>
議長（関根会長）	<p>他にございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、議案第2「市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について」をご異議無ければ、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（関根会長）	<p>ありがとうございます。 それでは、議案第2「市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について」につきましては、承認とさせていただきます。</p>
議長（関根会長）	<p>以上で、本日議題となりましたすべての議事が終了いたしました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。改めてありがとうございます。 これ以降の進行については事務局をお願いいたします。</p>

事務局	<p>4 その他</p> <p>皆様どうもありがとうございました。 次第の4番に入らせていただきます。 その他としまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。 それでは事務局から1点ご報告をさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日の配布資料としてお配りさせていただきました、「デマンド交通キャンセル件数」をご覧いただければと思います。</p> <p>前回の第1回会議でデマンド交通の運行状況についてご報告させていただいた中で、キャンセル数があまりにも多いのではないかと、委員からご指摘をいただいております。</p> <p>運行事業者に改めて確認を取らせていただきましたのでご報告させていただきます。</p> <p>前回の第1回会議ではこちらの表の一番下でございます、予約システム上の数字として、令和2年4月から令和3年5月の14ヶ月間の合計で2,983件とご報告させていただいております。</p> <p>今回確認をさせていただいたところ、現在は毎日のキャンセル数を、オペレーターの方が手集計で集計していただいているということで、14ヶ月間の合計で利用者数が8,055人あった中で、キャンセル数については、726件で、キャンセル率としましては、予約確定したうちの8.3%となっております。</p> <p>こちらの数字が実際のキャンセル数となりますので、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>予約システム上のキャンセル数については、予約確定直後の時間変更による取消操作ですとか、オペレーターの操作練習中でのキャンセルなど、実際は利用者のキャンセルではないキャンセルが数多く含まれてしまっておりますので、運行事業者には正しいデータを収集するためにも必要最小限の予約操作をとということでお話しをさせていただきましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>前回のキャンセル数につきまして、ご説明させていただきましたが、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。</p>

事務局	<p>それでは、最後になります事務局から議事録について確認をさせていただきます。</p> <p>先ほど会議結果の公表について説明をさせていただきましたが、本日の会議の議事録につきましては、事務局において作成し、原則公開の観点から、ホームページにおいて公開させていただきます。</p> <p>なお、公開前に委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>5 閉会</p> <p>それでは、長時間にわたりご協議いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、令和3年度第2回の幸手市地域公共交通会議を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(終 了)</p>